

## 他市場上場会社に係る上場制度の諸整備について

平成23年 6月30日

株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

現在、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」という。）が、当取引所の開設する市場に上場申請する場合であっても、未公開会社と同様の取扱いとしており、その上場申請に係る事務及びコスト負担が、他市場上場会社にとって過度な負担となっていると考えられます。

そこで、当該負担を軽減するため、より実態に応じた上場申請に係る事務及びコストへ見直すなど、上場制度の諸整備を行うこととします。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 新規上場申請手続きの一部簡素化	・新規上場申請者が他市場上場会社である場合は、従来の提出書類の一部を省略することができることとします。	・有価証券上場申請書の添付書類を、①上場申請を決議した取締役会の議事録の写し、②新規上場申請者の登記事項証明書、③定款、④直前事業年度の有価証券報告書、⑤当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」、⑥当取引所所定の「株式の分布状況表」とするほか、その他上場申請に必要な書類のうち、公表されている資料で代用できるものについては、提出を省略できることとします。
2. 上場審査の一部簡略化	・新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、当該申請者の企業内容等の開示実績が良好であると認めるときには、その状況を勘案して、企業内容等の開示の適正性に関する審査を簡略化することができることとします。	・上場市場の変更審査における取扱いと同様となります。
3. 上場手数料等の見直し ① 上場審査料	・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の上場審査料は、50万円とします。	・現行は100万円。

項 目	内 容	備 考
② 上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場手数料を次のとおりとします。 〔定額〕100万円 〔定率〕次の a 及び b の合計金額(1900万円を上限とする。)</li> <li style="padding-left: 20px;">a 1株当たりの発行価格に公募を行う株式数を乗じて得た金額の万分の2</li> <li style="padding-left: 20px;">b 1株当たりの売出価格に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の1</li> <li>・新規上場申請者が、他市場上場会社である場合又は当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った場合には、新規上場手数料を半額とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※定率部分を上場株式数基準から資金調達額基準に変更します。</li> <li>・現行は以下のとおりです。 〔定額〕300万円 〔定率〕投資単位調整後上場株式1単位につき26円(2000万円を上限とする。)</li> <li>・現行は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合又は新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った者を除く。)の事業の主体が名古屋周辺以外にある場合に新規上場手数料を半額としています。</li> <li>・追加上場手数料は従来どおりです。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期(予定)

平成23年8月から実施します。

以 上